

宮城県ハンドボール協会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 当協会は宮城県ハンドボール協会と称する。

(事務局)

第2条 当協会はその事務局を事務担当者の所在地におく。

(組織)

第3条 当協会は県下の加盟チーム並びに加盟団体をもって組織し、日本ハンドボール協会に加盟する。

第二章 目的と事業

(目的)

第4条 当協会はハンドボール競技界発展のため、日本ハンドボール協会に協力し、県下の加盟チームおよび加盟団体の育成強化を図り、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当協会は前条の目的を達成するために下記の事業を行なう。

- 1 競技会の開催
- 2 ハンドボール競技に関する調査と研究
- 3 競技の指導奨励
- 4 その他協会の目的達成に必要な事業

第三章 役員

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	1名
理事	若干名	監事	2名

(会長・副会長の選任及び職務)

第7条 会長及び副会長は常任理事会で決定する。

②会長はこの会を代表し、会務を統轄し、かつ、常任理事会及び理事会の議長となる。

③副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(理事の選任及び職務)

第8条 理事は加盟団体の推薦並びに会長指名理事で構成する。

- 加盟団体 一般部会 学生部会 高校部会 中学部会 地域部会
- 会長指名

②理事は理事会を組織し、次の事項を審議決定する。

- ア 予算及び決算に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 役員に関する事項
- エ 規約改正に関する事項
- オ その他の重要事項

(専門部会)

第9条 下記の専門部会を設置し、担当者を理事より選出し会長が委嘱する。各専門部には部長をおく。

総務部 競技部 審判部 強化部（普及部を兼ねる）

(常任理事の選任及び職務)

第10条 常任理事は加盟団体並びに専門部会より各代表1名と会長指名理事で構成する。尚、定数は（15名以内）とする。

②常任理事は常任理事会を組織し、この会の業務を執行する。

(理事長等の選任及び職務)

第11条 理事長・副理事長は理事会で選出する。

②理事長は理事会の決議に従い会務を執行し、常任理事会及び理事会の運営の責にあたる。

③会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときは理事長がその職務を代行する。

④副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

第12条 監事は常任理事会において、推薦し、会長がこれを委嘱する。

②監事は会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

②補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

③任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なう。

第四章 顧問・参与

(顧問・参与)

第14条 この会に顧問、参与をおくことができる。

②顧問、参与は常任理事会の推挙に基づき、会長が委嘱する。

第五章 会議

(会議)

第15条 会議は常任理事会、理事会2種とする。

(会議の招集)

第16条 常任理事会、理事会は年2回以上開催し、臨時理事会は常任理事会の決議によるか、理事の3分の1以上の要求があった時、会長が招集する。

(会議の定足数等)

第17条 会議はその構成人数の2分の1以上をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。ただし、委任状は認める。

第18条 すべての会議は議事録を作成し、これを保存する。

第六章 会計

(経費支弁)

第19条 この会の事業遂行に要する費用は次に掲げるものとする。

1 加盟登録料 2 交付金及び補助金 3 事業収入 4 寄付金 5 その他の収入

(特別会計)

第 20 条 この会は特別会計に伴う会計について、常任理事会の議決を経て、別に特別な会計を設けることができる。

(会計年度)

第 21 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 雑 則

第 22 条 この会の会則の施行に関し、必要な細則は常任理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 本規約は昭和 54 年 4 月より施行する。
- 2 本規約は昭和 60 年 3 月 23 日改訂する。
- 3 本規約は昭和 62 年 4 月 5 日改訂する。
- 4 本規約は平成 7 年 4 月 1 日改訂する。
- 5 本規約は平成 15 年 4 月 12 日改訂する。